

相馬市放射線測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の空間線量率の測定のために、市が所有する放射線測定器（以下「測定器」という。）を無料で貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 測定器の貸出しの対象者は、相馬市内に住所を有する個人又は事業所を有する法人とする。

(貸出期間)

第3条 測定器の貸出期間は、貸出しを受けた日も含めて8日以内の市長が定める日までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(申請等)

第4条 測定器の貸し出しを受けようとする者は、相馬市放射線測定器借用申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

2 前項の申請にあたっては、運転免許証その他の本人を確認できる書類を提示するものとする。

3 市長は、第1項の申請の内容を審査し、適当と認めるときは、測定器を貸し出すものとする。

(転貸等の禁止)

第5条 測定器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、その測定器を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 借受者は、営利目的その他申請書に記載した使用目的以外の目的に測定器を使用してはならない。

(借受者の責務)

第6条 貸出期間中の測定器の維持管理は、借受者の責任において行われなけ

ればならない。

- 2 借受者は、測定器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において原形に復し、又は現品を持って弁償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(測定器の返納)

第7条 借受者は、測定器の使用を終了したときは、速やかに当該測定器を返納し、市長の検査を受けなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、測定器の貸出しに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

相馬市放射線測定器借用申請書

年 月 日

相馬市長

申請者 氏名又は名称
住所又は所在地
電話番号

相馬市放射線測定器貸出要領第4条第1項に基づき、次のとおり放射線測定器を借用いたしたく申請します。

使用目的	
使用場所	
借用台数	機器番号 台
借用期間 (貸出日も含め8日以内)	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
本人確認書類	・運転免許証 (番号 第 号) ・その他 ()
備 考	(申請者が法人の場合は、機器を受領した人の氏名及び住所を記載)

返納確認	年 月 日 時	検印	
------	---------	----	--